

社会福祉法人 泉福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉福社会（以下「当法人」という）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示または理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、費用を弁償することができる。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。